

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまから第 40 回滋賀県ヨシ群落保全審議会を開催させていただきます。委員の皆さまにおかれましては何かと御多用のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは開会に先立ちまして、琵琶湖保全再生課長の山本より、御挨拶申し上げます。

(課長)

皆さま、こんにちは。第 40 回滋賀県ヨシ群落保全審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しいところ、当審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年、令和 5 年 9 月 14 日に開催いたしました前回の審議会では、事業者やボランティアとの関わりによる取り組みを広げる方策の 1 つとして、ヨシ群落カルテ、これは仮称ではございますが、これにつきまして熱心に御議論をいただき、多くの御意見を賜りました。

本日は事務局から現在のヨシ群落の保全に関する取り組みの状況でありますとか、それから今ほど申し上げました、ヨシ群落カルテの進捗について説明をさせていただきたいと思います。多様な視点から御意見を賜りたいと思います。

簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

議事に先立ちまして、本日の出席状況につきまして、御報告させていただきます。WEB にて御参加をいただいております委員さまも含めまして、本日、御出席をいただいている委員につきましては 12 名でございます。

審議会委員総数 15 名の過半数に達しておりまして、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例施行規則第 22 条第 3 項の規定によりまして、本審議会は成立していることを御報告いたします。

また本日の資料につきましては、お手元でございます次第に記載のとおりでございます。資料 1「現在の取り組みについて」資料 2 が「ヨシ群落カルテ（仮称）について」でございます。

何か不備等がございましたら、事務局に御連絡をいただけましたらと思います。

本日、WEB 併用の開催となっております。御発言をいただきます際は、WEB 参加の委員、皆さま共に挙手をお願いしたいと思ってございます。

会長から指名された後、会場におられる委員の皆さまにおかれましては、マイクが手元にあると思いますので、御使用していただきたいと思ってございます。また、このマイクですけれども、プッシュトークというものでございまして、ボタンを押しながら発言を頂くものですので、そこだけ御注意をいただけたらと思います。また WEB で御出席をいただいております委員におかれましては、マイクをオフ、カメラをオンにいただき、発言をいただく際にはマイクをオンにして御発言をいただけたらと思ってございます。

それでは、次第に従いまして、「2 委員の自己紹介」に移らせていただきたいと思います。

す。

今回、委員改選をさせていただいた後、初の審議会でございまして、皆さまから簡単に自己紹介をお願いしたいと思ってございます。

お手元の資料に名簿がございまして、名簿の順に石田委員から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### <自己紹介>

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、続きまして次第「3 会長の選出」に移らせていただきます。

ヨシ群落の保全に関する条例施行規則第21条第1項に基づきまして、会長の選出をしていただきたいと思います。会長は委員の互選によって定めるとなっております。

どなたか、会長にふさわしいと考えられる委員を御推薦いただけますでしょうか。

村田委員、お願いします。

(村田委員)

野鳥の会の村田です。

今までもこの審議会の会長を務めていただき、環境社会学、地域社会学の御専門で、琵琶湖における環境保全や農林水産業、農村コミュニティ等、人と自然の共生をテーマとした環境保全について造詣が深くいらっしゃいます、龍谷大学の脇田委員に今期も引き続きお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。ただいま脇田委員を御推薦していただきました。皆さま、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。賛成多数でございますので、脇田委員に会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、脇田委員に会長を務めていただきます。脇田会長、会長席へ御移動をよろしくお願いいたします。

脇田会長から、一言御挨拶を頂けたらと思います。よろしくお願いします。

(脇田会長)

今、会長に選出していただきました、龍谷大学の脇田でございます。どうぞよろしくお

願います。

この審議会の会長を結構長くさせていただいているんですけれども、条例が設置されて、ヨシの保全の取り組みが始まってからちょうど転換期に当たる頃に就任しました。

まず面積を回復しないといけないことが大きな課題で、特にヨシ群落の造成に重きを置いてやってきたのですが、ヨシの群落というのは人の手が加わらないと、いろいろな意味でいい状況にはならないのですが、時代の変化と共に人の手が加わりにくくなっていて、その状況が良くない。

今日も出てきますけれども、ヨシ群落がヤナギ林化していく、ヤナギの木が巨木化していくという、立場によってはそれがいけないことなのかという御意見もあろうかと思いますが、今まで理想としてきたヨシ群落とは急激なスピードで違う形に変化しつつあることも、今日はお話が出るのかなと思います。

要は、今までは面積という量の問題を課題としていたのが、今は質をどうするのかというのを、先ほど、自己紹介のときにも申し上げましたけれども、いろいろな立場の方たちが横につながり合いながら、このヨシ群落の課題をどう緩和して解決の方向に導いていくのか、今、それが求められているのかなと思います。

今期の審議会でも委員の皆さんがそのあたりを御留意していただいて、横のつながり、お互いに何ができるのか、相手のために何がしてあげられるのか、お互いを相補う関係を模索しつつ、この琵琶湖の周りのヨシ群落を守っていくネットワークが生まれていけばと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

なお、条例施行規則第 21 条第 3 項の規定によりまして、会長の代理は会長の指名する委員となってございます。脇田会長より御指名をいただければと思います。お願いします。

(脇田会長)

代理ですけれども、前期の審議会でもそうだったのですが、深町委員にお願いできればと思っています。深町委員は森林生態学、文化的景観学、生態系管理などが御専門の方です。

今日はあいにく御欠席なんですけれども、ヨシ群落の生態や景観的役割についても造詣が深く、長い期間、共に委員として審議を重ねてまいりました。

御所属は京都大学大学院地球環境学堂にお勤めでございます。ということで深町委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。脇田会長から深町委員の御指名を頂きました。深町委員には事務局のほうから連絡をいたしまして、了解を得させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、条例施行規則第22条第2項の規定に基づきまして、脇田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(脇田会長)

それでは早速、議題に入りたいと思います。議題の1番の「現在の取り組みについて」を、資料1を用いて事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

琵琶湖保全再生課の高畠と申します。よろしくお願いいたします。

資料1の1ページ目、ヨシ群落の保全基本計画の概要ということで説明させていただきます。

ヨシ群落の保全につきましては、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例というのがございまして、こちらの条例に基づきまして基本計画を策定しております。こちらの基本計画に基づきまして、具体的な施策やヨシ群落の保全をしている状況でございます。

こちらのヨシ群落の保全基本計画の内容につきましては、条例第9条第1項の規定に基づき策定されておまして、基本方針と保全目標が定められております。

基本方針につきましては、多様な働きを持つヨシ群落を地域の特性に応じて、健全な育成を図ることが1点。事業者やボランティア等の関わりによる取り組みを広げ、地域と共に保全活動を行っていくという1点。また「守る・育てる・活用する」の循環の構築により、持続的な取り組みを進めるという1点。この3点において基本方針としております。

また保全目標といたしましては、ヨシ群落の質的な保全、再生を目指しまして、ヨシ群落の健全な育成を図ることで、良好なヨシ群落が現存している場所においては、その状態を維持、衰退した場所においては再生し、地域の特性に応じた維持管理や利用を推進していくことを目指しております。

こちらの基本計画につきまして、ざっくりとまとめたものが次の2ページ目のスライドにございます。こちらが基本方針の守る・育てる・活用するの循環でございまして、「守る」ということで滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例があります。「育てる」の活動の中でヨシ群落の補植や造成工事、またヨシ群落の刈取りや植栽などボランティアさんや企業等によります保全活動もこちらに位置しております。そうして刈り取ったヨシについて「活用する」ということで、水草等対策技術開発支援事業を行いまして、活用の推進を行っているところでございます。こちらの3本の柱によりまして、御説明をさせていただきます。

次のページから具体的な話がございます。

3ページ目に、守るということで、先ほども申し上げましたとおり、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例がございます。平成4年3月に施行されておまして、ヨシ群落の保全について規制をしているところでございます。この条例に関しましては、ヨシ群落を積極的に保全しまして、その多様な機能を発揮させることにより、琵琶湖の環境保全を図り、県民の生活環境の向上に寄与することを目的とするものとして制定されておま

す。

内容につきましては、県、県民、および事業者の責務、ヨシ群落の保全区域の設定、計画策定義務などを規定しております。

前文の一部を抜粋してありまして、ヨシ群落の保全は、琵琶湖を代表する自然を守り、水辺の生態系の保全を図るのみならず、私たちの心の支えである湖国の風土や文化を守る大きな意義を持っています。私たちは今後もそれぞれ役割を一層果たすことに努力し、一体となって琵琶湖を守り、美しい琵琶湖を次代に引き継ぐための新たな取り組みの出発点として、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例を制定するという一文がございます。このように、湖国の風土や文化を守る大きな意義を持っているということで、ヨシ群落の保全をしていかなければならないということでございます。

4 ページ目にどうやって守っていくかについて、ヨシ群落の保全区域を定めてありまして、図の概略図に各地域のヨシ群落の保全区域を示しております。こちらの区域では工作物の新築などの行為が制限されまして、事前の申請や届出が必要な区域となっております。

また県以外の者によるヨシ群落の保全活動についても把握させていただいてありまして、令和5年度は15件の申請がございました。

保全区域は、保護地区、保全地域、普通地域に分かれてありまして、それぞれ3か所、29か所、20か所とございます。合計で52か所、832.6haとなっております。端数の関係で、以前お示した資料とは小数点第1位が違うということでございますので、御了承ください。

続きまして、次のページに移りまして、育てるということで説明をさせていただきます。

まず造成面積ということで、ヨシ群落の育ちやすいような環境をつくるということで、当課では消波堤工のような波を押しとどめるような構造をつくりまして、ヨシ群落が生育しやすい環境をつくっていくという、ヨシ群落造成工事を行っております。こちらは長浜市平方町地先で行っているんですけれども、令和5年度の工事につきましては繰越しさせていただいておりますので、実績はないのですが、令和6年度に実施予定となっております。

また水産課で、長浜市の西浅井町岩熊地先でヨシ帯の補植工事を行っておりまして、下の写真は水産課の実施状況でございます。このように補植工として、ヨシマットを敷設いたしまして、右側の写真は令和6年8月の状況でございますが、その後順調に育っているということで、活着もうまく行っている状況でございます。

次のページに、当課が行うヨシ群落造成工事について、詳細がございます。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたように、長浜市平方町地先、下坂浜の大仏さんがいらっしゃる近くにて施工しております。すでに消波堤工を5基つくらせていただいております。令和6年度は6基目の予定でございます。真ん中の写真が現在の状況です。右側の写真にございますのが、先に施工した消波堤工の写真で砂が堆砂している状況が見て取れるかと思います。

続きましてヨシ刈りの面積でございます。健全なヨシ群落を育てていこうといたしますと、毎年刈取りが必要となります。刈取り面積につきましては、県が発注しまして実施している面積が0.92ha。また市町や自治会などの住民組織がヨシ群落の保全区域内で実施する事業に対しまして、市町に交付している支援ということで自治振興交付金による支援が

2.92ha。またヨシ群落保全活動奨励金と題しまして、株式会社伊藤園さんでは平成 20 年から琵琶湖の総合保全を目的といたしまして「お茶で琵琶湖を美しく。」というキャンペーンを実施されています。そちらの売上金の一部を本県に御寄付いただいております、こちらの寄付金の一部を活用いたしまして、ボランティア団体等が県内で行うヨシ群落保全活動に対して支援を行っているものがございます。こちらについては保全区域外の活動も入っているんですけれども、こちらが 1.05ha。また、その他、先ほど条例の説明の際ございましたけれども、県内で県以外の者がヨシ群落の保全を実施していただくときには通知を頂いておりますので、その他の団体等による実施面積として 1.54ha。昨年につきましては合計 6.43ha ということで、刈取りをしていただきました。

先ほどの自治振興交付金に関しましては、令和 5 年度は大津市さんと高島市さんに支援を行いまして、ヨシ群落保全活動奨励金に関しましては 8 団体に支援を行いました。

次のページに、皆さんが行っていただいたヨシ刈りの活動に対して、何か見える化を行ったほうがいいのではないかとということで、そうした効果を客観的な数値によって見える化する必要があるということで、令和 3 年度に CO<sub>2</sub> の回収量の簡易算定方法を開発いたしました。こちらの計算ツールを基に実績を計算したものが 9 ページ目でございます。

令和 4 年度と 5 年度の比較をさせていただいております、こちらは刈取り後のヨシをたいまつなどの焼却以外に利用している活動のみを集計しております。また、保全区域内のみの集計となっております。ヨシを刈り取った後、すぐに焼いてしまいますと CO<sub>2</sub> が放出されてしまいますので、こちらの場合はヨシ刈りをされて何か物に利用されている活動のみの集計となっております。

またヨシの高さにつきましては、県の定点調査の結果によりまして、近傍地の高さや全体平均を使用させていただいております、推定の値でございますが、令和 4 年度は CO<sub>2</sub> の回収量は 21.46ton-CO<sub>2</sub> でしたが、令和 5 年度は 28.68ton-CO<sub>2</sub> の回収量でした。

28.68ton-CO<sub>2</sub>、およそ 29ton-CO<sub>2</sub> がどれほどの量なのかということについて、次のページに記載しております。自家乗用車のおおよそ 31 台分の年間の二酸化炭素排出量、家庭 7.6 世帯分の年間二酸化炭素排出量、またスギ人工林の 3.3ha 分の年間二酸化炭素吸収量に相当しております。本県の木材生産による CO<sub>2</sub> 回収量は、桁がかなり違うんですけれども、7.4 万 t-CO<sub>2</sub> でした。また本県の温室効果ガス総排出量の令和 3 年分につきましては 1,052 万 t CO<sub>2</sub> でした。

温室効果ガス総排出量削減目標といたしましては、711 万 t CO<sub>2</sub> ということで、全体から見れば微々たる貢献ではありますが、その積み重ねの少しずつが目標の達成にとって重要と考えております。

11 ページにヤナギの伐採状況を載せさせていただいております。

「育てる」においてヤナギの伐採というのは少し疑問を持たれる方もいらっしゃるかもしれませんが、ヨシ群落の定義上はヤナギも群落として構成されている植生の 1 つにはなるんですけれども、ヤナギ等が巨木化することによりましてヨシの生育が阻害されるために、巨木化したヤナギを伐採しております。平成 28 年度に対象となるヤナギがどれだけあるのかを調査いたしまして、その時点では約 3,400 本以上あることが分かっております。

令和 5 年度につきましては 103 本のヤナギを伐採しまして、高島市と長浜市で一般配付

を行いまして、13.5t 配付いたしました。

続きまして、次のページに普及啓発活動の実績について載せさせていただいております。

こちらにつきましても県から発注をさせていただきまして、公益財団法人の淡海環境保全財団さんで普及啓発活動を行っていただきました。小学校での出前講座が28校、保全活動の指導が10回ということで、下の写真につきましては、それぞれ室内授業であったり、苗作り親木の観察であったり、刈り取ったヨシでのすだれ編みなどをしていただいている状況を載せております。

「育てる」の説明につきましては以上でございまして、続きまして13ページ目、「活用する」について説明をしたいと思います。

「活用する」につきましては、当課で水草等対策技術開発支援事業を所管しております。こちらは令和4年度からヨシ製品の開発や、ヤナギ類の繁茂抑制、除去、またヨシやヤナギの有効利用の推進に関する新たな仕組みづくりに取り組む事業者を支援しているところでございます。株式会社エスウッドさんが令和4年度、5年度に申請を頂きまして、令和5年度の実施状況としましては、ヨシを活用した滋賀の特色ある建材「ヨシストランドボード」の事業化に向けまして、ヨシの資源量調査、量産体制の構築および防火等の機能性評価を実施されました。また製品の販路開拓に向けたチラシ制作やホームページの掲載を实践されまして、ある程度、事業化に向けて目途が付いたことをお聞きしております。

続きまして、14ページ目にいきまして、2例目の紹介でございます。株式会社N&Sさんという会社から令和4年度に申請をいただいております。こちらの代表が歯科医師の方なんですけれども「歯から美を、環境にも美を」という企業理念の下、歯科医師として、歯を1本1本大切にしたい、地元滋賀県の琵琶湖をはじめ、少しでも自然環境を守り美しい未来へつなげたいという思いから、歯ブラシの作成をしてくださいました。

こちらの歯ブラシ『美 WAKO』につきましては、試作品が3号機目までになっておりまして、柄の部分がヨシ含有のペレットやトウモロコシ樹脂でできている製品になっております。またブラシにつきましても、植物由来原料100%のヒマシ樹脂を使用していることで、環境に優しいものとなっております。パッケージにつきましても、ヨシ紙を使用されていまして、持ち運び用にヨシ布の袋も作成していただきました。こちらにつきましては、高島市の高麻株式会社さんと出会われて、感銘を受けたこともあって作成されたとのことですので。

次のページに「ビワコプロダクツ」の選定ということで、環境政策課が行っているものでございますが、県内の企業や団体による地域の水環境課題の解決につながる、湖沼・河川浄化技術、排水処理技術等に係る製品および地域資源を活用する仕組みなど、滋賀の水環境保全に係る優れた技術やコンセプトに裏打ちされた製品、サービスを選定しております。

令和4年度には株式会社たまゆらさんが高麻株式会社さんと事業体申請を行われまして「TAMAYURA SUSTAINABLE WORKS」という、自分たちでヨシ刈りを行って、その刈り取ったヨシでヨシの布をつくり、ヨシの布からかばんであったり、靴であったり、服をつくるサービスをつくられまして、そちらが選定されております。こちらにつきましては、2025年に開催されます、大阪・関西万博の運営スタッフのユニフォームの帽子に使用されること

が決まっております。

また、令和5年度にはヨシネットワークさんが西川嘉右衛門商店さんと事業体申請をされまして、琵琶湖ヨシ紙およびヨシ保全環境学習支援につきまして選定をされています。

こうしたそれぞれの育てる、活用することで、16 ページに記載がございますMLGsにも寄与をしております。MLGsというのは、琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会の実現を目指す目標であり、琵琶湖版のSDGsとして当課で設定しております。ヨシ群落を保全することは、いろいろなところに寄与しているんですけども、主に2番、3番、4番、6番、12番、13番に寄与しております。

具体的に述べますと、豊かな魚介類を取り戻そう、多様な生き物を守ろう、また水辺も湖底も美しく、森川里湖海のつながりを健全に、水とつながる祈りと暮らしを次世代に、つながりあって目標を達成しようという、それぞれに寄与しております。

こうした守る・育てる・活用するの取り組みによりまして、ヨシ群落の状況というのは一定の改善してきたんですけども、17 ページからヨシ群落の現状と課題ということで、維持管理について述べていきたいと思います。

昭和28年度にはヨシ群落は470haほどありましたが、条例が制定された平成4年当時はかなり面積が減ってしまっていたことから、琵琶湖のヨシ群落の面積をなんとか回復しようとして、いろいろな施策を行っておりました。ヨシ群落の面積につきましては、平成25年に、ある程度同程度の面積に回復したところなんですけれども、右側にごございますとおり、ヤナギ等によってヨシの生育が阻害されているヨシ群落があるように、ヤナギの面積比率が増加している状況でございます。また右側の下の写真にごございますとおり、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物が侵入しているヨシ群落もございます。生活様式の変化による地域の関わりの減少といった課題がございまして、量的回復、造成をして面積を増やしていく回復から質的向上ということで、維持管理をどうしていくかにシフトしている状況でございます。

次のページに、ヤナギの面積が増加していることについて、ヤナギの伐採の現状と課題について述べております。伐採が必要なヤナギにつきましては、先ほども述べましたとおり約3,400本程度ございますが、伐採ペースが限定的ということで、年100本程度しか伐採できていないのが現状です。また冒頭の脇田先生の話にもございましたとおり、自然の流れとして、ヨシ主体群落からほかの植生やヤナギが入ってきて混成群落になり、ヤナギ主体群落に移り変わるという遷移の流れがございます。

こうしたことから、伐採ペースを加速させると共に、地域資源として有効利用する必要があると考えまして、右図のような伐採をしたヤナギを小売店などに販売し、その収益を保全活動に還元できないかという検討を令和4年度にアンケート調査という形で行いました。

19 ページ目に、アンケートの概要を載せております。アンケートにつきましては2つ行っておりまして、1つ目のアンケートにつきましては、小売店等の薪を取り扱われる業者を対象としております。県内のホームセンターや、森林組合、薪製造業者やキャンプ場等に行っております。

県が伐採したヤナギの原木や薪をホームセンター等に提供した場合、商品等として仕入

れや販売等ができる可能性があるかという問いに対しまして、回答といたしましては、薪の需要自体は増加しているものの、乾燥、結束後の製品化されたものを仕入れたいということや、仕入れのためには安定的な供給が必要ということで、年間 100 本程度の伐採では少ないということで、なかなか困難であるという回答を頂きました。

ただ、大多数の方がヤナギを地域資源として活用することには賛同し、協力したいとおっしゃっていただいているんですけども、具体的に何ができるかはなかなか分からないという回答を頂いております。

アンケート調査の2つ目につきましては、ヤナギの無料配付に来場していただいた参加者の方にアンケートを行いました。ヤナギの利用目的を尋ねたところ、薪ストーブが大多数でございました。またヤナギの伐採や玉切、搬出に興味があるかという問いに対しまして、全員がやってみたい、または興味ありと回答されました。

こうしたことをもちまして、20 ページに、令和5年度に検討させていただいた内容を記載しております。

アンケート調査①の結果につきましては、販売店に販売やそれ以外の協力体制を検討したんですけども、安定的な供給や製品化について課題がございますので、想定していたような循環は長期的に検討する対象であると考えております。

アンケート調査②は一般の方についてなんですけれども、ヤナギの生育個所が、足元が悪いことが多く伐採には危険が伴うことや、ヤナギの伐採を体験してもらえるようなヤナギはないか検討を行ったんですけども、巨木の伐採は重機等を使用する特殊伐採のため、なかなか実施困難だという状況でございます。

これにつきまして対策といたしましては、ヤナギ等の面積比率の増加スピードの低減ということで、巨木化したヤナギ等につきましては県のほうでちょっとずつでも切っていくとともに、巨木だけではなく小径木が密集しているような場所であっても、ゆくゆくはヤナギ林化する可能性がございますので、伐採する必要があると考えまして、薪ストーブ利用者向けに小径木の伐採ボランティアの実施などを検討してはどうかと考えています。

ヤナギの伐採につきましては以上でございまして、21 ページからは、保全活動についての現状と課題でございます。

ヨシ群落の面積は約 450ha ありますが、それに対しまして過年度の維持管理（刈取り等）につきましては、保全区域のみですと、年間約 6 ha 弱行っている状況でございます。

また、社会貢献活動の一環として維持管理をしたい企業から相談を受けることがあります。

県といたしましても、ヨシ群落の維持管理面積の拡大のため関係人口を増やしていきたいと思っておりますが、情報の集約整理がなかなかうまくできていないこともあり、刈取り場所の提示などがスムーズにできていない現状でございます。

こうしたことから、対策といたしましては「ヨシ群落カルテ（仮称）」の作成をすることによって、維持管理すべき群落の優先度や人手不足の団体、周辺環境（駐車場やトイレなど）の情報の整理を行いまして、人手不足の団体と新規団体、または企業とのマッチング等を行うことを対策として考えております。

22 ページに移りまして、ヨシ群落の現況調査は、ヨシ群落の保全施策を適正に進めるた

めに、湖辺植生の現況やヨシ群落面積を把握すること目的としております。

現状といたしましては、平成 29 年度にも実施しておりますが、判読に使用した空中写真が平成 25 年撮影写真であったために、現況からおおよそ 10 年前の状況しか把握できていないという状況です。

今回、令和 4 年度撮影の空中写真を使用することによって、ある程度、近況の植生状況を把握するものでございます。こちらによって得られます成果物が、植生群落のGISデータや図面ということで、こちら「ヨシ群落カルテ（仮称）」に活用いたしまして、植生の遷移状況を知る一助としたいと考えております。

以上が、現在の取り組みについての説明でございます。

（脇田会長）

はい、ありがとうございました。

かなりボリュームのある内容なんですが、守る・育てる・活用する、そして課題という形で整理していただきましたので、順番に質問、御意見等を伺ってまいりたいと思います。

まず「守る」という部分について、スライドのページでいうと3、4ページです。このあたりで何か御質問等はございますか。あるいは、御意見等ございますか、いかがでしょうか。

佐野委員、どうぞ。

（佐野委員）

今説明を頂いたわけですが、だいたいヨシ刈りというのは、12 月、1 月、2 月ぐらいに刈り取って新芽を吹き出すというのがヨシの刈取りのパターンだろうと思います。

特に今年の場合は、5 月下旬から 6 月にかけて、特に植栽してきたヨシ帯が、いわゆる陸上の竹が枯れたように、大変塊でヨシ帯が茶色っぽくなっていました。赤野井湾や水産課で植栽された旧草津川の北側で見受けられたということで、これはヨシの病気か何か異常ではないのかということ三和理事員の方にも連絡されてもらったところ、そういう心配ではなかったということで安堵したわけです。

そういう守る、育てるという中で、琵琶湖のヨシ帯の点検、パトロールというのをどのようにされているのか、ボランティアや地域の人だけに任せているのか、そのへんをお聞かせいただければと思います。

（脇田会長）

モニタリングと評価ということです。これは次のところでお話しになるんですか。

（事務局）

次の議題では説明いたしません。

（脇田会長）

じゃあ、こちらの方で御説明いただけますか。

(事務局)

ただ今御質問頂いた内容といたしましては、ヨシ群落について定点的に観測をしているのかという話だったかと思うんですけども、全ての群落を観測させていただいているわけではないんですが、県の方から淡海環境保全財団に発注いたしまして、何か所かにつきましては、定点観測をずっと行っているというところなんです。こちらにつきましては、夏と冬に観測を行っておりまして、植生の状況、ヨシの丈や径についても計測いただいているという状況です。

(脇田会長)

財団の方では今年からドローンを使って空中写真を撮ったりされて、過去の撮った写真をいつまでも利用するのではなくて、今どうなっているかということ把握しようと努力されようとしています。そのあたりも御説明頂けますか。

(事務局)

財団独自の取り組みとして、ドローンを飛ばされて植生について観測されているというところで、まだ試験的な段階ではあるんですけども、どうしても県の方で発注しますと、10年ごととか、5年ごとの植生の現況調査という形になってしまいますので、細かな点につきましては財団の方で御助力いただいているというところなんです。

(脇田会長)

琵琶湖でドローンを飛ばすのにどれだけ法律をクリアしないといけないのか分かりませんが、多目的でドローンが使えているので、私は専門家ではないんですけども、ヨシ群落の現況調査でもドローンを積極的に使える可能性はあるんじゃないかと思います。

専門家の大槻委員や、永坂委員は何かこの点について御意見がございますか、いかがでしょうか。オンラインですけども、永坂委員も遠慮なく御発言ください、いかがでしょうか。では、大槻さん、どうぞ。

(大槻委員)

僕たち琵琶湖博物館では、西の湖のヨシ群落をドローンで定点観測をして、高さや直径を測ってどれくらい成長しているかどうかなどを見ているんですけども、先ほど佐野委員が言ってくださった病気とか、そういうのはドローンでは見られないです。

ただ、上から撮って、高さをいろいろ測っていると、今年の夏は暑すぎて成長がおかしいとか、群落の中のデータはちょこちょこ取れています。

全体を見回してどうかみたいのはちょっと難しく、というのは、場所ごとに起こっている現象が結構違うんです。西の湖ではこうだということは言えるんですけども、各一つの群落がこんな感じでなっているから、こういうふうに対策しようというのはなかなか難しいかなと思います。

ドローンは、一回調査するのに、プログラムを組んでポチッと押したら30分でデータを取れたりするので、そういうプログラムをどんどん作って飛ばせば、データ自体はすぐ取

るのは取れます。けれども、高さとか、そういう解釈はできるんですけども、中でどうなっているとか、病気の状況とか、そこらへんはちょっとまた難しいのかなとは思いました、以上です。

(脇田会長)

ありがとうございます。琵琶湖博物館でそういうことをされているのは、事務局は御存じでしたか。

(事務局)

CO<sub>2</sub>回収量の算定ツールを作っていたのが琵琶湖博物館さんで、そうした回収量算定ツールについても随時改善をしていただいているということで、ドローンを用いて計測をしていただいているということは存じておりました。

(脇田会長)

ちょっと危惧したのは、いろいろなところでバラバラにヨシのことを心配して調査研究されているんですけど、その情報が横につながって、大きな社会的な力になっていく手前で終わっているのも、そういう情報が何らかの形で集約できるようになった方が望ましいのではないのかなと思います。永坂先生は、何か御意見ございますか。

(永坂委員)

今のところ特に大丈夫です。

(脇田会長)

分かりました。じゃあ、今守るという部分について、ほかに何か御意見ありませんでしょうか。緊急に何かの方法でモニタリングを一斉に実施し、優先順位をつけないとお金とマンパワーに限りがあるという話ですが、何か素人の私たちのような専門家でもない人たちが、マニュアルごとに保全活動に、モニタリングに参加できるような、そういうこともあるといいなと思います。

マザーレイクゴールズに今県は取り組んでいますけども、その関連からもそういう関心を持ってモニタリングに参加していくことは大切なことなんじゃないかと私は思います。

ほかの皆さんはいかがでしょうか、真田委員、何か御意見ございませんか、この部分でモニタリングとか、評価というところで、一番身近にヨシの近くでお仕事をされていると思います。

(真田委員)

今大槻委員からもお聞きして、西の湖の調査を行っていただいているということも何となくは知っているんですけども、私はいつも通りながら「今年短いな」とか、そういう感覚だけで、今は屋根の仕事をしているので見られないですけど、今の1年を通して夏の時期のヨシとか、そういうものを一般の方も興味を持っている方はたくさんいらっしゃるの

で、そういうことをヨシ刈りだけではなくて観察するとか、知るとか、そういうことも何かできないかなというのは、私も常日ごろ思っております。

(脇田会長)

環境学習と関連する部分も多々あると思いますし、田中委員は針江の水位のことを先ほど御挨拶の時にお話になっていきますけど、そういうこともすごくヨシの生育にとっては大切な部分かなと思います。何かそういうヨシに関する情報が総合的に何か集約されるような仕組みがもっとあったらいいなと私は思います。

この「守る」について、ほかに何かございませんか。もしなければ次の「育てる」の方に話を移りたいと思います。何かお尋ねになりたいこと、御意見等ございますか、どうぞ御自由に御発言ください。いかがでしょうか。

(大槻委員)

「育てる」のページ7のところにある、刈取面積で現状これくらい刈り取れているとあるんですけども、琵琶湖保全再生課としては、このくらい刈り取れたらいいなどの数字的な目標はなにかあるのでしょうか。

(事務局)

量的な部分につきましては、どれくらいというのはまだ算出はしていませんけども、保全区域内のヨシ群落面積が約 450ha ある中でかなり一部分になってしまっているというところで、皆さまのお力もお借りしつつ、もう少しでも刈り取れたらいいなと考えております。

(大槻委員)

ありがとうございます。恐らく目標は難しいと思うんですけども、どれくらい足りないみたいな、ちょっと具体的なことがあれば、もうちょっと具体的に攻めていけると思います。もちろん今からネットワークを作って刈り取るということは難しいですけど、「これくらいしたらこんなことができるよ」みたいな、そういう言い方の方が、地域の方だって「ちょっとやろうかな」というモチベーションが出てくると思いますし、「ここら辺ちょっとするといいですよ」とか、よりそういう形で呼び掛けることができればいいのではないかと思います。

僕らもこのデータを見ていて、大変なのは分かるんだけど、どこまでどうするのかなみたいな、そういうのが分かると、僕でさえ、具体的でこんなふうにやろうかなと思うぐらいなんで、ほかの方もそんなふうに考えてくれるんじゃないかなと思いました。

(脇田会長)

目標像を社会的に共有することですね。

(大槻委員)

おおよそこんな感じかなということでも、ちょっと見たらどんどん進んでいくと思います。

(脇田会長)

ムーブメントというか、社会的な何か動きにつなげていくことができるんじゃないかという御意見です。行政だけで限られた資金とマンパワーでやるんじゃなくて、多くの人の参加の中で、出来る場所にも限界があると思いますけれども、それでも出来るところを何か自発的に「じゃあ、刈っていこうよ」という動きができるのかどうか、そういうことの検討は大事だという御意見かと思います。

ほかにいかがですか。どうぞ御自由に御発言ください。若公委員、どうぞ。

(若公委員)

琵琶湖河川事務所の若公と申します。7ページで刈取面積がだいたい6.43haと、これは5年度でということですね。その次の次のページで、CO<sub>2</sub>の回収量算定をしている部分で、5年度は刈取面積が2.66haとなっていますが、たぶん再利用されているものをリストアップされているということなので、たぶん差引の部分は、再利用はなかなか難しくて、廃棄なのか、置いたのか分かりませんが、そういう理解でよろしいですか。

(事務局)

そうです。伝統的にヨシ刈りをしていただいていたいて、お祭りでたいまつとして燃やされることが多いというところもありまして、面積に含んでいない活動があります。あと、ヨシ群落保全活動奨励金による支援の部分の面積については、保全区域外で活動されている団体さんについても対象としておりますので、そうした部分でこちらのCO<sub>2</sub>回収量算定の表につきましては、保全区域内の表となっておりますので、そちらの面積部分も引いているというところです。

(若公委員)

ありがとうございます。そうするとヨシ刈りの面積をもう少し増やしていこうとなると、それは単に手数というか、団体さんというか、協力していただく方の労力の問題と、単純に刈ってもらっただけじゃなくて再利用しないと意味がないと、そのような議論なんですか。私もそのへんあまり詳しくないものですから教えていただきたいです。

(事務局)

伝統的に行われている部分については、文化の継承という意味で今後もしていただくのがいいかなと思いますが、利活用も大切だと考えております。

こちらの表につきましては、例えば企業がCO<sub>2</sub>の回収のために何かしたいと考えてくださった時に、ヨシ刈りが検討対象に入るように、補助的なツールといいますか、このCO<sub>2</sub>回収だけが目的ではないですけど、CO<sub>2</sub>回収量がこれだけありますよと示すことによっ

て、いろんな企業やボランティアさんが利活用やヨシ刈りをしていくのに何か取り掛かりやすいような、取り組みやすくなるような指標になれるのではないかと考えております。

(若公委員)

分かりました。ありがとうございます。

(脇田会長)

高島の繊維の会社の方にお話を伺ったんですけれど、こんなCO<sub>2</sub>の計算ができるんだったらうちはヨシの繊維を使っているんで、この服を着てもらうことでどんだけCO<sub>2</sub>に貢献しているか、微々たるものかもしれないけれど、もしそういう情報があれば教えてほしいということでした。そういうニーズもあると思います。マザーレイクゴールズの中でヨシを活用していくというところ、特に次の話題になりますけども、いろいろな立場の違う人たちが連携することの中で、活用のきっかけが生まれていくと思いますので、CO<sub>2</sub>を固定しましたということだけじゃなくて、このツールをどう応用展開していくのか、そのあたりについても皆さんと知恵を出していかないといけないんじゃないかなと思います。

他に御質問ありますでしょうか。永坂委員、どうぞ。

(永坂委員)

11 ページのヤナギの伐採のところなんですけれども、これはどういった地区を中心にやるとか、そういうのは何かターゲット、場所を決めてとか、モニタリングとも関わると思いますが、どういう選定をしているのかというのを伺いたと思います。マンパワーもお金もかかることですので、何かここはどうしても遷移を止めたいとか、そういった場所を選んでやる必要があるのではないかという気がしておるんですけれども、どのような形で選定を決めていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。ヤナギの伐採について、どのように選定をしているのかという御質問だったかと思います。ヤナギの伐採につきましては、毎年定点調査をしているというところで、その前の年にある程度どんな群落がどんな植生かというのを定点調査で調べておりますので、ある程度そこでどの群落についてヤナギの伐採をするべきかという群落を決めまして、次の年の定点調査で実際にその群落の中でどのヤナギを切っていくのかというのを選定しまして、その後に伐採しております。

(永坂委員)

分かりました。最初のモニタリングの話がありましたけど、県独自としての定点調査ということで選定しているということですね。了解しました。ありがとうございます。

(脇田会長)

こういうモニタリングにも地域の皆さんに参加してもらうということとはできないですか。

危険なところで水難事故が起こったらいかんですけど、「メタボなヤナギを探せ」のように題し、僕らみたいな素人でもメジャーを持って、「この子はメタボやな」とか、「もう来年は切ってもらわなあかな」みたいな参加型のことはできないですか。

県庁だけじゃなくて、マザーレイクゴールズとの関連もありますけど、何か下から湧き上がって来るような、大槻委員が言われたような、何かそういう動きが起こるような形のものはできないのかなと、今ちょっと妄想したんですけど、いかがでしょうか。

（事務局）

どのように整理するか次第でそういったこともできるのかなと思います。皆さんに巨木をまず見つけていただいて、その後に野鳥の専門家等と相談しながら伐採木の選定を行い、水際の巨木等につきましては、魚の産卵等にも利用されると聞いておりますので、そうした分を除くという工程がございますので、こちらとしても作業の省力化ということは一定できるのではないかと考えます。

（脇田会長）

琵琶湖博物館は、そういう参加型の調査は伝統的に得意とされているんですけど、そういう可能性はありますか、琵琶湖博物館もマンパワーが大変とは聞いているんですけど、どうでしょうか。

（大槻委員）

調査は積極的にやるんですけど、なにぶん在籍している人も年取ってきて、「じゃあ、切りに行くぞ」というとなかなか難しいかもしれません。

さっきのヤナギの伐採についてなんですけど、伐採の選定というのは、例えばモニタリングで被度とか、群度を見てどういうところを伐採し、その次に鳥や魚のことを考慮するなど、そういう何か決まった基準はあるんですか。というのは、いろんなところでモニタリングしてやるんだけど、俺のところやってることが違うとかなると困りますし、何となくみんながルール共有できたら、「じゃ、うちもやろうかな」とか、さっき言ったムーブメントじゃないですけども、ある程度ルールがあって、ほかの人も分かるんだったら、「じゃあ、ちょっと参加しようかな」とか、これからヨシ刈る時、声掛けする時もそういう情報は重要かなと思うんですけども、そこらへんの整理はされているんですか。

（事務局）

定点調査につきましては、被度、群度といった何か基準を用いて行っているというわけではなくて、その群落を現地踏査していただいて、植生の代表的な構成というのを見ていただいているということが現状です。なので、例えば住民の方にやっていただくような一律的な話となりますと、先ほど脇田会長からも御提案ありましたが、何 cm 以上の木について何か印を付けていただくという形が考えられるのかなと思います。

(脇田会長)

山の方の話ですけど、落葉広葉樹のことを計画的に育てていこうと考えている研究者が神戸大学の先生にいて、電子タグを落葉広葉樹に打って、どこにどんな木が生えてるかというデータベース化されて、そういう手法を使えばどのヨシ群落で何cm級の、メタボ級か何か知らないですけど、ヤナギがどれだけあるのかというのを管理できるんじゃないかと思いますから、そういう山の知恵もこのヨシ群落に生かしてみてもどうかと、今ふと思いました。

(事務局)

ありがとうございます、検討させていただきます。

(村田委員)

野鳥の会の村田です。ここに参加しているというのは、野鳥の保護を考えてのことだろうと思います。やはりヨシ群落といっても、ラムサール条約湿地という形で琵琶湖は指定されていて、その中のヨシ群落というよりも、やはり全てを含んだ、ヨシ群落といってもヨシだけが生えているわけじゃなくて、いろいろな生物のすみかであり、多様性を維持するということが非常に大事だなと思っております。

ヨシ刈りに関しても、それ自体はある程度は正しいと思ってはいるんですけど、特に水鳥が集中して飛来する場所に関して見れば、どうしても水没ヨシというのが逃げ込む場所であり、その沖というのが水鳥の休憩場所になっているということを考えていかなければいけないなと思っています。

だから、さっきも言っていましたように、水位が下がれば刈り取れる面積が広がるということなんですけども、逆に言うと刈られるとイタチや、そういう肉食性の動物なんかが歩きやすくなる、また見つけやすくなるということもありまして、やはりかなり大きな影響を与えているかなと思っております。そういう意味で、ヨシ刈り場所の選定はある程度配慮していただきたいと思っています。

それからヤナギがあることによって、小鳥たちの繁殖場所として、オオヨシキリなどの生息場所にもなっております。それからほ乳類でもカヤナネズミやその他いろいろな動物の生息場所にもなっているということで、その時にいろいろな多様性というのか、ヨシだけがきれいに生えそろうているという環境が必ずしも正しいとは思えないです。

だから、ヨシがあって、それがあ意味ではところどころにあることによってヨシ群落も保持されているだろうし、そういった鳥のとまり木、または見張り場、そういったいろいろな観点から多様性を維持したヨシ群落、それが健全なものだろうと思います。

むしろ、どちらかというと外来植物の侵入というのが昨今問題になってきて、こちら側をやはり解決してほしいと思います。それがヨシ群落に与えている影響なんかもこのところ無視できなくなっていると思います。赤野井湾とかそういうところでもハスが消えて、オオバナミズキンバイが生えて、そしてヨシ群落自体は、どちらかというとあまり元気がないような状況も見られます。

そういった側面も含めて琵琶湖の保全というのか、ヤナギが巨木化しているところも、

いわばヨシ群落であるので配慮されたいと思います。

それよりもさらに可能であれば、このごろペースは鈍ってきているようではすけれども、既に関発されて、ヨシが欠けている場所というのは、琵琶湖の周りに結構あります。それ自体は波が押し寄せるとか、そういった面でもともと生育していたかどうかは分かりませんが、そういった部分も含めて積極的に増やす方向でもう少し考えてもらえればなくと、グランピング施設やそういうところで利用というのもいいですけれども、そういった施設によってヨシ群落が荒らされている部分もあるのではないかと考えております。

(脇田会長)

ありがとうございます。幾つもの論点を御発言いただきましたけど、ヨシ群落の健全性ということも重要な御発言があったかと思いますが、これは後の資料2の方でも少しお話になるとと思いますが、何か今の御意見に対して事務局の方からございますか。

(事務局)

私どもも産業的にずっと利用されてきたヨシ原というものの以外であれば、おっしゃられていたようにヨシが一面にすべて広がっているのが良いというわけではなくて、ヤナギやほかのヨシ等の抽水植物、いろいろなものがあってこそ多様な環境であり、生物多様性保全になると考えておりますので、ヤナギを全て伐採してしまえばいいという考えではなくて、その均衡をどのように図っていくのが大切だと考えております。

また、植栽につきましては、先ほど御発言ございましたけども、グランピング等の開発をされた場合には、条例のほうで同等の面積を植栽または移植をするようにしなさいと指導をしております、一定同等の面積が確保され、また活着しているということを県のほうでも確認をしておりますので、面積自体がどんどん開発されて減っているということはないかと思ひます。

(脇田会長)

いかがでしょうか、よろしいですか。それでは、次の「活用する」の部分で、このことに関して何かお尋ねになりたいこと、御意見等ございますか。

(佐野委員)

水草等対策技術開発支援事業でヨシやヤナギの製品を作っていこう、支援していこうということだけでも、そもそも水草等対策技術開発支援事業というのは、水草の有効利用を考へるということで、肥料化であったり、飼料化であったり、そういうもののアイデアを募集して、それで優秀なところに補助していこうという制度であったと思ひます。このヨシとヤナギでもええけども、水草と何かコラボレーションしていることはあるのか。

それとも、ただ予算的に、この水草等の等の中で対応して予算をここから引っ張っているという意味なのか、常識的には、ヨシと水草なんてコラボできるはずもないと思うんですが、何かそんな開発を今されているんですか。

（事務局）

今までに募集頂いた事業者さんとしては、水草やヨシ、ヤナギ、いろいろなものを含めてコラボされたものはないという状況でございます。

おっしゃられますようにコラボしていただくことも可能なのですが、水草等の等の部分でヨシなどの部分も支援させていただいているという現状でございます。

（脇田会長）

佐野委員、よろしいでしょうか。

（佐野委員）

ということは、予算上の問題として、この項目の中から予算は使っているという解釈で、広範囲に解釈をしたらいいということやな。

（事務局）

そうですね。予算上同一項目を使用しておりまして、この技術開発支援事業については、水草だけではなくて、いろいろなものについての開発の支援をさせていただいているということでございます。

（脇田会長）

よろしいでしょうか。コラボによって、異業種の人たちの連携によって、こういう新しい製品が生まれてきているんですけど、どうしてそういう異業種の人たちが、どういうきっかけで連携していくのか、そこが私は知りたいと思います。

ヨシで何かしようと、自分にも何かできないかなと考えておられる事業者の方が、他の方と出会って、そこから何か新しい夢を持った商品が開発されていくような、そういう仕組みというのは、今で言うところのマッチングアプリみたいな働きをする仕組みがもっとあってもいいんじゃないのかなと思います。

たまゆらさんの取組は、関西みらい銀行さんがいて、マッチングの役割をされたと役員さんから聞きました。何かそういうお世話をするような、そういう仕組みがもうちょっとあったらいいなと思います。

先ほどから情報が分断されているということを申しましたが、このことももう少し横のつながりの中で情報をやりとりすると、そこから新しいものが生まれて来る可能性がより高まるんじゃないのかなと私は思いますけど、ほかの皆さんはいかがでしょうか。

何か御意見ございますか、どんなことでも結構です、おっしゃってください。いかがですか。ちょっと第1回ということで雰囲気固いですけど、もっと自由にしゃべっていただいているですよ、いかがですか。

（大槻委員）

コラボじゃないですけども、情報連携ということで、僕らはいつもだいたい今2か月か、3か月に1回ドローンの定点観測をしているんですけど、皆さんに来ていただいても全然構

わないですし、この際僕らはヨシを刈るなどの労働するんですけど、ぜひ労働力として来てもらえると助かります。ヨシの中に入るといろいろな生き物がいたりして結構楽しいですし、そういうのでよかったら「今度ドローン飛ばすので、よかったらほかの人の連絡してください」と高嶋さんにメールします。この取組のリーダーは林というんですけど、ヨシ群落のCO<sub>2</sub>回収量の算定ツールを作った職員で、来たいことを伝えてもらえたら、たぶんいいよと言ってもらえると思うので、そういうのでまずは一緒にするとか、そこでコミュニケーションを取って次に行くという場所になるんだったら、僕たちは協力します。そういう感じでちょっとつながっていくということをしてみましようか、ちょっとやってみましよう。

（脇田会長）

いいんじゃないですか。CO<sub>2</sub>回収量の算定もこの審議会からコクヨ工業滋賀さんと今の学芸員の林さんとの出会いの中から始まっていますから、この審議会からまた新しいアイデアが実現するとすてきだなと思います。

ただ、それは点の部分なので、県が募集して来るというよりも、いろいろところで情報をお互いに持ち寄って、みんなで何か提供し合ってやるというような動きになるとよいと思います。今日はMLGs推進担当の滋賀県理事員の三和さんが来られていますが、マザーレイクゴールズの理念そのものだと思います。そういうマザーレイクゴールズの下で何か活用していくとか、守るとか、そういうことがムーブメントとして動いていくとすてきだなと思います。

ちょっと時間の関係もありますので、次のヨシ群落の現状と課題で、何かお尋ねになりたいことはありますか。ここではヤナギのこととかが結構大きなウェイトを占めていますが、いかがでしょうか。大槻委員、どうぞ。

（大槻委員）

さっき村田委員が言った外来種の問題でヨシ群落に対してどういうアプローチしているのかなと思っています。

僕も砂浜の除草作業とかを、時期を変えていろいろやってみて、実際どんな生き物が戻って来るのかをやっています。僕は今佐波江浜というところの保全と一緒にしているんですけど、ただ時期をうまくやらないと刈取りした後に外来種ばかりになってしまいます。

元の植生に戻るかなと思ったらあまり戻らなくて外来種が強いとか、そういうことがあるので、例えばヨシの刈取りをする時も、周りをきれいにしておかないと、たぶん外来種がガバッと入ってきたりすると思うんですけども、そこで何か考慮はされているんですか。

（事務局）

侵略的外来水生植物の除去自体は当課では行っておりません。自然環境保全課という別の課が行っています。効果的な除去方法というのは、研究をされていまして、除去自体はおよそ夏ごろに学生ボランティアさんの力を借りられたりなどして行われているということです。

侵略的外来水生植物が生育しているような場所で、もしヨシ刈りを行うとすると、冬、12月から3月が適期になりますので、侵略的外来水生植物がなくなった時点でヨシ刈りを行うということになるかと思います。

ただ、御意見を頂いたように、連携を密にできているわけではないので、そうした情報等も集めながらどのように維持管理していくのかというのを考えていく必要があるなと思いました。

(脇田会長)

ありがとうございます。今の事務局の御指摘、大切なことかなと思います。自分の関心のあるところだけ見ているととんでもないことになってしまいますので、別の目で見えた評価とうまくつなげていかないといい形で保全できないということになります。

ほかにいかがですか、課題のところで何か御意見はございませんか。

ヤナギを切っても、それが薪として商品になりにくいというお話がありました。協力はするという話なのですが、ここも何かもう少し、薪だけではなくて材としてこれを使うような、そういう方たちがいないのかなとちょっと思ったりしました。柔らかくて、まな板にはいい材料らしいです。それから床材としても向いているという話も聞きましたけれども、木材の専門家ではないので、よく分かりませんが、何かこういうヤナギの活用に関して深い知見をお持ちの方からぜひ意見を聞いてみたいなと個人的には思います。

皆さんの中でも何かそのあたりで、これはどんどん巨木化して、ヤナギ主体群落になってしまうリスクがあるので、ちょっとそのあたりのお知恵を、情報を事務局の方にお寄せいただければなと思います。僕も微力ながら、情報をお届けしようと思います。

これは思っている以上にどんどん、間に合わないのではないかとという危惧ですよね。どんどん太くなって行って、太くなればなるほど切り倒すのが大変になってくるので、ちょっとこれは結構大変な課題かなと思っています。

石田委員、どうぞ。

(石田委員)

公募委員の石田です。今、巨木化したヤナギの伐採はすごく大変ということをこのデータから読み取りましたけれども、素人が考えるに、巨木化してから伐採したら大変なので、今までの経験から予想して、ある程度、刈り取れる段階のヤナギを伐採していったら、巨木化しないで済むのではないかと考えたのですけれども、どうでしょう。

(事務局)

ありがとうございます。そうしたことを県の方としても考えておりまして、例えばヤナギの小さい径の木が密集しているような所というのは、大木になっていったら、ヤナギ林になってしまいますので、そうした場所についても伐採していく必要があるかなと思います。

ただ、なかなか県だけで行うというのも難しいので、資料20ページに、薪ストーブを利用されている方等にお声掛けなどをして、小径木の伐採ボランティアのイベントなどを実

施してはどうかと検討しているところでございます。

（事務局）

現在、そういうヤナギの問題があるということですがけれども、先ほど村田委員からもおっしゃってくださったように、生き物のすみかでもあるということですので、伐採ボランティアという話もあるのですけれども、一方でその地域の生態系も一緒に考えながら、どういう場所を刈り取らないといけないのかというのは併せて考えていきたいと思っています。

（脇田会長）

これは大槻委員がおっしゃったように、将来像というか、ここのヨシ群落はどういう方向に持っていくのかという目標像がないとなかなか難しいですね。それを念頭に置きながらモニタリングして、人の手を加えていくということですから、ちょっと根本的に守っていく仕組みをもう一度考え直さないといけないのではないのかなとは思います。

難しいことではありますけれども、今、言っていた「守る・育てる・活用する」が別々に動いていたのでは駄目で、こういうものが連動しながら動かないことには駄目なのではないのかなという印象を持ちました。

そういう評価のことにに関して、次の資料2になるのですかね。皆さん、次の資料2の御説明をいただいてよろしいでしょうか。それでは資料2の方をよろしく願いいたします。

（事務局）

「ヨシ群落カルテ（仮称）について」ということで説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、令和3年度の基本計画の改定によりまして、量的回復から質的向上へ向かっていくという中で、維持管理の担い手であるヨシ群落保全活動団体さんの現状と課題としては、地域の保全活動の担い手不足や、また企業等のヨシ群落保全の活動の関心の高まりということがございますので、基本方針である「地域住民の意思を尊重しつつ、事業者やボランティア等の関わりによる取り組みを広げる」ということを方針としてやっていきたいと考えております。

取り組みを広げる上での課題といたしましては、どこのヨシがどんな状況か、管理されているのか、地元の理解を得られるかなどの基本的な情報が整理されていないという状況でございまして、情報を整理しまして発信することで地域とよその人をつなげるきっかけづくりをすることを目的としまして「ヨシ群落カルテ（仮称）」をつくりたいと考えております。

2ページ目に、前回のイメージを載せさせていただいておりまして、前回ではヨシ群落カルテというのは一つの表だったのですがけれども、群落自体と団体自体を分けた方がいいだろうということで、群落カルテにつきましては一つの群落にいろいろな活動団体さんがいるということで主な活動団体さんの欄を設けさせていただきました。3ページ目に団体カルテということで、こちらで分けて記載をしている状況でございます。

これを前回の審議会で議論していただいたところ、皆さまから頂いた御意見が4ページ

目にございます。まず群落カルテにつきましては「野鳥の生息等がどのように変化してきたかについても情報があるとよい」という御意見を頂きまして、探鳥会等のデータを参考とさせていただきまして、かつてどのような動物などがいたかというところについても記載ができるような表にしたいと考えております。また「目指す将来像が見えるとよい」という御意見を頂きまして、そちらに関しましては昔のヨシ群落の植生を地域の人々の聞き取るなどをいたしまして、かつての群落がどうだったのかということに記載できるようにしたいと考えております。また、過去の植生図につきましては、GIS化することで植生の変遷について見るができるようにしたいと考えております。

団体カルテにつきましてはヨシの刈取面積だけではなく、刈り取られてヨシがどうなるのか、利活用をどうされているのか、どのくらいのCO<sub>2</sub>回収に貢献しているのかが分かってよいという御意見がございましたので、利活用方法や、ヨシの利用率をパーセントとして、利用面積を刈取面積で除したものを記載することによって、ヨシ刈りしたものがどれだけ利用されているのかというのを表示できたらいいかなと思っております。

これにつきまして、ヨシ紙ですと50%含有しているものや30%含有しているものといろいろなパーセンテージのものがある中で、ヨシの含有量が高くなればなるほど、やはり値段としては高価になってしまい、なかなか普及しにくいという御意見をいただきました。

利用面積／刈取面積の割合で表示することによって、ヨシの含有量が低いけれども、刈り取ったヨシについては大部分利用しているなど、そういった情報が示せたらいいなと考えております。また、CO<sub>2</sub>回収量の記載につきましても考えております。

次のページで実装するにあたってということで、『ヨシ群落カルテ（仮称）』という名前は病院を想起させる」という御意見もございました。当初は、先ほどから御意見を頂いておりますけれども、どのようなヨシ群落が良いのかという、ヨシ群落の健全性について、表を作成して状況の把握を行おうとしていたのですけれども、現在は包括的な表になりつつあるということから、情報や知識を意味する information の略語である info を用いまして、名称を「ヨシ群落 info」と変更してはどうかと考えております。

また「写真等を用い、視覚的に分かりやすい方がよい」という御意見もございましたので、実装にあたっては表のみではなくて、地図を用いた相関図のような形式にて公開を検討しているところです。

現在のイメージについて、6ページと7ページに表示させていただいていまして、群落カルテにつきましては「かつての群落」という欄を設けております。7ページの団体カルテにつきましては、「ヨシの利用」「刈取利用率」「CO<sub>2</sub>回収量」の欄を設けております。

先ほどからヨシ群落の健全性はどのようなものが良いのかということが議論になっていると思うのですが、8ページ目に健全性の検討ということで、こちらはまだ当課の方でも考えているところではございますが、一定、こうしてはどうかという案をお示ししているものでございます。

まず各群落において、植生の類型を設定したいと考えています。3つの植生に分けまして、ヨシ等主体群落、混生群落、ヤナギ主体群落ということで、群落の面積の割合において、それぞれの植生の類型を設定したいと考えております。ヨシ等主体群落につきましてはヨシ等の群落の面積が全体群落の90%以上、混生群落につきましてはヨシ等群落の面積

が全体群落の 10%を超え 90%未満の場合、ヤナギ主体群落の場合はヤナギ群落の面積が全体群落の 90%以上の場合と設定します。この3つに分けた場合に、平成4年度の植生と比較いたしまして、遷移の進行状況の進み具合をヨシ群落の健全性としてはどうかと考えております。

具体的に申し上げますと、平成4年度の時点でヨシ等主体群落のときに現時点でヨシ等主体群落の場合はA、混生群落から混生群落になった場合もA、ヤナギ主体群落からヤナギ主体群落になった場合もAということで、ヨシ等主体群落からどれだけ遷移が進んでいるかにおいて指標とするというものでございます。

先ほども申し上げましたように、A評価だからといって、全てが同じ植生になるわけではないということでございますので、あくまでも遷移がどこまで進んだかという指標となっております。

続きまして次ページにて実装するにあたり、公開イメージにつきましてはGoogleのマイマップを活用してはどうかと考えております。保全区域の区域や植生を表すことができるようになっております。保全区域について、今、保護地区を表示させていただいていますが、そこに先ほどの健全性やどのようにヨシ刈りがされているか、関係法令はどういったものが必要かということを示しております。

また 10 ページ目に植生ということで白抜きのもが表示されているのですけれども、こちらの植生においては何が生育しているかということが分かるような状況にしております。

また 11 ページ目に周辺環境ということで、駐車場やトイレについて、どのようなものがあるかというのを示させていただけるようにしたいと考えております。

12 ページ目の団体につきましては、そこで活動されている団体さんの情報を提示するとともに、ヨシ刈りの写真や、どんなものにヨシが利用されているか製品の写真を載せることができます。その団体さんがどういった集まりであるのか、企業さんの集まりであるかの情報やイベントを実施される際に一般参加が可能なのか、駐車場、トイレはどうされているのか、利用方法、CO<sub>2</sub>回収量、刈取利用率について記載をしております。

こちらのオレンジピンが団体さんの情報となっております、オレンジの塗りつぶしにつきましてはヨシ刈りの範囲を示しています。こちらの範囲でヨシ刈りをされているということが分かるとともに、何ヘクタール刈り取られているのか分かるようにしております。

また、構成団体さんが複数あるようなところでございましたら、青ピンで立たせていますが、そうした企業さんの場所などを青ピンで立たせまして、団体さん同士を結ぶような形で、どこの団体さんがどんな活動に参加されているのかというのが分かるような状況にしたいと思っております。

13 ページ目に、このマイマップの活用方法について記載をしております。まずGoogle Earthへの変換が可能ということで、いろいろな媒体で使っていただけます。またウェブページへの埋め込みが可能ということで、関西広域連合のマイボトルスポットMAPのウェブページを載せさせていただいているのですけれども、リンクを飛ばずにそのページ上でその地図を見ることができ、またその地図を動かしたりして、検索していただくということが出来ますので、こうした活動に参加されている方々のホームページに入れていただきまして、その活動の広報などに利用していただくことで、どんどん利用促

進が進んでいくのではないかと考えております。

ヨシ群落カルテの今後につきましては、14 ページに載せさせていただいておりまして、令和4年度からヨシ群落カルテの作成の方向性や内容を検討してまいりまして、今年度はヨシ群落保全活動に関する団体調査およびヨシ群落現況調査を実施しているところでございます。令和7年度にヨシ群落カルテの作成をいたしまして、また関係団体さんへヒアリングをさせていただきまして、ブラッシュアップした後に令和8年度から運用開始できたらいいなと考えております。

資料2の説明については以上でございます。

(脇田会長)

ありがとうございました。こつこつ、こういうものを手作業でつくってこられたことにまずは感謝といいますか、敬意を表したいと思います。目が悪くなるのではないのかなと心配しますけれども、ありがとうございました。

いよいよ何か具体的な情報を集約していくということで「ヨシ群落 info」という名称に変更するということで、これは皆さんも何かヨシに関心のある人たちが、先ほどからのキーワードでいうと、参加しながら、このデータを分厚くしていくような、そういう方向、ムーブメントといいますか、マザーレイクゴールズ精神とともに充実していくことが望ましいのかなと思います。いかがでしょうか。

この「ヨシ群落 info」のことにしまして、それからこの地図について、何か感想でも結構ですので、どうぞ、御意見、感想なり御発言ください。いかがでしょうか。

では、村田委員からどうぞ。

(村田委員)

野鳥の会の方でもいろいろな、特に探鳥会という形で毎月、下物、烏丸半島、それから高島、それから湖北、いずれもヨシ群落の保全区域の近傍でやっております。そういうものを通じて、知らず知らずといっちはいけないのでしょうけれども、鳥の動向というものがまとめられています。そういう意味では資料として使っていただければと思っていますし、多くの滋賀県民の方に、他もありますけれども、呼び掛けて、その自然、鳥がいる風景というものも含めて、知ってもらう活動をしているつもりでおります。

そういった意味で、何らかの形でこういった、先ほども言いましたように、本当は多様性の高いヨシ群落というのをわれわれは望んでいるのですけれども、ヨシ原という、やはり住民の人とそれを利用すること、それから里山、里海と言った方がいいのかもしれないですけれども、そういう位置付けの下で、やはり昔からのそういった利用がないとなかなか荒廃していくというのはここに書かれていたようなものだろうと思います。

そういった意味で、そういった積極的に利用するヨシと、人の手が入っていないところに関してはできるだけ、ある程度遷移に任せる側面も含めて場所分けをしていただければと思っております。

(脇田会長)

ありがとうございます。大切な御意見かと思えますね。一律の基準で全部守っていくのではなくて、そのままにしておく、自然の遷移に任せるところと、それと人為的に介入して、刈り取って燃やしてというところと、何かそれをちゃんと分けてやっていきたいと思いますという御意見ですね。

大槻委員は何かございますか。

(大槻委員)

このカルテは誰がどうやって見るのかなという、その入り口について知りたいです。中身はどんどん良くなってきているのですが、まず見てもらわないと使えないのかなと思っています。県庁のホームページはどれぐらい、みんな、見てくれているのでしょうか。

何か他にもポータルサイトみたいなものをつくって見せるとかいろいろ手はあると思うのですが、どう考えていますか。

(事務局)

県庁のホームページ自体のアクセス数についてすぐこの場で申し上げることはできません。ポータル等をつくる予定はないのですが、県のホームページだけではなくて、他の保全団体さんや企業さんのホームページに載せていただくことによって、今までヨシ群落の保全に関係がなかった方たちにも興味を持っていただけるようなものにしたいと考えております。

(大槻委員)

ありがとうございます。どこに載せてもらうとか、それはもう具体的に決まっているのですか。

琵琶湖博物館は 160 万ぐらいアクセスがありますけれども、アクセス数があっても、自分たちの行ってほしいところになかなか行かなくて、今、僕らはDX事業とかもやっているのですが、内容をつくってもそこに到達できないことが問題です。そこを改善すれば、この「ヨシ群落 info」もより見てもらえるようになると思いますけれども、見てもらえないと全然役に立たないので、そこをどうするのかというのはちょっと気になりました。

(脇田会長)

県庁のホームページの担当課の下の方に何か書いてあって、それをクリックしないと分からないようなものではちょっと困るなどか、琵琶湖博物館のホームページやマザーレイクゴールズのホームページの目立つ所にどんと出ていてほしいなど会長としては思います。

先ほどから言っていますが、いろいろな人の情報が加わって分厚くなっていく。特に地元の人たちの観察とか御意見とか、そういうものがやはり反映して、環境学習でもそうですけれども、ヨシ群落に関心を持ってもらえるように、その活用の仕方を何か考え

ていけないといけないのではないのかなと思います。

何かヨシ群落の国勢調査みたいなイメージもあるのですが、そういうことを超えて、これを道具として、どう使いこなしていくのかという何かイメージみたいなものも提供されるといいのではないかなと私は思いますね。

佐野委員、どうぞ。

(佐野委員)

ヨシ群落のカルテというのか、info というのか、名前は別にして、これはこれで今後、ヨシの状況を把握していったらいいと思います。

今までヨシというのは自然に生えたヨシであったり、あるいは利用目的によって琵琶湖保全再生課が植栽したヨシであったり、あるいは水産課が植栽したヨシであったり、こういうふういろいろな所、場所によって、それぞれ所管課が違うわけなのですが、今、言っているカルテというのは全てのヨシ群落を琵琶湖保全再生課が把握して、そしてこういうものをつくって、湖岸全体に生えているヨシの全ての網羅は琵琶湖保全再生課がやっていくという理解でよろしいですか。

(事務局)

そうですね。段階的な話にはなるかなとは思いますが、まずは保全区域で当課が実施したものを情報として入れていって、ゆくゆくはそうした庁内の連携等も考えていけたらと考えております。

(佐野委員)

ということは、それぞれ水産課は水産課、琵琶湖保全再生課は琵琶湖保全再生課という感覚で今はしようとしているのですか。

(事務局)

今のところの現段階ではちょっとまだ把握はできていないというところなのですが、ゆくゆくは庁内の水産課のヨシ帯についても情報を頂いて、情報を盛り込めればなと思います。

(脇田会長)

もうちょっと強い御発言をされてもいいかなと思います。「そんなことでいいのか」と言われるのかなと思ったら、黙っておられますがいかがですか。

(佐野委員)

今の説明を聞いていると、市民、住民からすれば、その植栽目的も何も分からない状況だと思います。ただ、植栽されたのは滋賀県、オール滋賀だという感覚でおられると思うので、その辺はやはり一元化した方がいいのではないですか。

(事務局)

そうですね。先ほども申し上げたように、すぐ全部をきれいにそろえてということは難しいかもしれないのですけれども、ゆくゆくは段階的に全て集約できるような形を目指していきたいなと思います。

(事務局)

御指摘のとおりで、こういった情報というのは一元化しないと、使う側からするともうよく分からないとなると思います。何か一部は入っていませんということになるとよくありませんので、これは目標として、まず一元化するということで進めたいと思います。

ただ、作業の中で全て一度にということとはできないかもしれませんので、そこは段階を踏んでやっていければなと思います。

(脇田会長)

佐野委員、御納得いただけているのでしょうか。

(佐野委員)

しばしば、やはり出てくるのが、何か問い合わせた際に担当が違いますとそういうお答えが返ってくる場合が多い。だから、なおさら一般住民からすれば、そういう感覚は避けるように、できるだけ一元化をして、オール滋賀県という考えでやっていただかないといけないと思います。

(脇田会長)

ありがとうございます。いろいろな方たちの参加ということをして今日はいろいろな局面で私は発言していきしました。いろいろな人たちのムーブメントの中でこういうものがしっかりしていくことが大切だということを申し上げたし、活用のところでもマッチングという横のつながりをどうしていくのか、促進するということを申し上げました。

佐野委員は優しい言い方、口調で御発言されましたけれども、県庁の中の横のつながりをもっとちゃんとしろという、本音のところは厳しい御発言だと思います。行政組織の駄目なところだということだと思います。

何かそういう横の情報をもう少し風通しを良くして、しっかりとした、オール滋賀、いい言葉だと思います。オール滋賀でこれは取り組めるように、皆さんとも知恵を出し合って、いろいろ工夫をしていければなと思います。

ただ、この審議会はもう年に多くても2回ぐらいしかないのです、前、何を話し合っていたかなんて忘れるぐらいなのです。だから、もうちょっと何か異業種の人たちが集まって、わいわい言うような、そういうもう少し突破力のあるというか、そういう何かぎゅくばらんな場ができないかなと思います。

審議会というと、条例に基づいてやっているのです、すごく堅くなっているのですけれども、もう少し機動力のある、動きのできる、何かそういうアイデアが出てくるような場を異業種の人たちとの間でつくることができるとすてきなのではないのかなと思います。財

団さんの方では少しそういうことを今、取り組み始めておられますけれども、すごくそれは強く感じます。そのあたり「前向きに検討します」ではなくて、しっかり検討していただきたいなと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

他、いかがでしょう。若公委員、どうぞ。

(若公委員)

もしかしたら説明を聞きそびれたかもしれないのですが、私はマイマップをよく使うのですが、例えば 12 ページのようなこういうレイヤーをあまり見たことがないです。これはヨシ群落とかヤナギ群落とかの情報はポリゴンとして県でお持ちで今レイヤーになっているという理解でよろしいですか。

(事務局)

おっしゃっていただいているように、現況調査にて平成 25 年時点での植生について、今、レイヤーとして落としているというところで、令和 4 年度の分につきましてもレイヤーとして入れ込むことで、かつてヨシ群落だったところがどういう群落になっているのかというのを比較できるような形でしていきたいと考えております。

(若公委員)

それにこのカルテの 7 ページとか、団体や群落カルテ、県さんの方でお持ちの情報とか各団体につくってもらった情報というところをクリックすると、こういうものが見られるようなものをイメージしているということでしょうか。

(事務局)

そうですね。表自体をちょっと埋め込むことはできないので、先ほどのイメージにもあったように、団体の部分をクリックすると抜粋した情報が出てくるような形にしようかなと考えております。表は表としてホームページにて公開をするようなイメージで考えております。

(若公委員)

ありがとうございます。こういうベースの情報があって、俯瞰して、琵琶湖全体でどういう人たちがどういう活動をされているかというのが、そこにいけば分かるというのはすごくいいことだと思います。

一方で、あとは先ほど大槻委員がおっしゃったように、いろいろな関連団体がいろいろな調査をやりますというときに、何か関係する人にお知らせをできるような、一昔前だとメーリングリストなのでしょうけれども、今だと SNS なのかな、ちょっと分かりませんが、そういうものがあるといろいろなコミュニケーションが活発になって、よりそういう、脇田先生がおっしゃっているような何か相乗効果みたいなものが生まれやすくなるのかなと思います。

一例で、例えばわれわれも野洲川の河口部でヨシ帯を少し再生する、あるいはちょっと

定着が悪い所があるので、増やそうという活動をしていまして、それは淡海環境保全財団さんにも御協力いただいて、地元の小学生にヨシの苗を育てていただいて、それを植栽しますという活動を 11 月下旬にちょっとやらせていただくのですけれども、例えばそういうものを見ていただいて、うちでもやりたいとか、何かそういうような広がりが出てくるとすごく盛り上がっていくのかなと思いますので、すぐには難しいですけれども、またご検討いただければと思います。以上です。

（脇田会長）

ありがとうございます。この前、淡海環境保全財団のヨシ苗センターで見学をさせていただきました。その話も伺って、審議会に出ているだけだと全然、現場のことが分からないので、そういう現場で異業種の人たちと何か体験することや、見学することはすごく大事ななと私も思っています。今度もあやめ浜の植栽にも参加しようと思っています。ありがとうございます。

国と県との間の情報なども、なにかみんな、情報がプツプツ、人の関係もプツプツとなっているので、それをシームレスにどうつないでいくのかということが大きな課題になるのかなと思います。先ほど佐野委員がオール滋賀と言いましたけれども、マザーレイクゴールズとか、そういう全体をつなぐ精神の下で何か仕組みがうまくつながっていくとすごく素晴らしいなと思います。

他の皆さん、いかがでしょうか。もう時間がほとんどありませんが、西上委員、どうぞ。

（西上委員）

今の御意見に関連していると思うのですが、「活用する」というところで、先ほど 19 ページに伐採したヤナギの木をどうやって販売していくのかという話の中で、県内ホームセンターとか県内の森林組合とか県内に限ってと思われるような対象にアンケートをされていると思います。薪となってくると滋賀県で処理するにはなかなか限られてくると思います。もっと薪を必要な県や地域があると思いますし、それから森林組合であっても滋賀県の森林組合はまだまだ小さいと思います。いろいろなキャンプ場にしても活用するような所があると思うので、それぞれの県の方からホームセンターの本店とか、必要とするエリアのお店とか、それからもっと広いキャンプ場という販路を広げるようなアンケート調査なり、依頼をしていけば、もうちょっと販路は開けるし、先ほどありました調査においても琵琶湖だけに限らず、おそらく湖がある県は滋賀県だけではないと思うので、こういった形で調査されているとか動かれているエリアもあると思うので、そういった情報も取り入れられて、滋賀県で活用されたいかがかなと思うのですけれども、いかがですか。

（事務局）

そうですね。今のところ、県内のみでと考えておりましたので、県外も意見を聞いてみてはどうかという意見につきましては新しい視点でした。そうしたことも検討していきながら、ヤナギの有効利用について、ちょっと長期的にはなるかと思うのですけれども、検討を進めていきたいなと思います。

(脇田会長)

ありがとうございました。最後に永坂委員、どうぞ。

(永坂委員)

資料2の8ページのところの遷移の進行状況をA、B、Cで表示するというのがございますね。カルテの方だとこれが健全性になってしまうのですが、この「健全」という言葉がちょっと引っ掛かっています。「遷移の進行度合い」というものでは言葉としては難しいでしょうか。分かりやすくするために、乖離度ということで「健全性」という言葉を使われているとは思いますが、おっしゃるように、これは遷移が進行していった、ヨシが優占種でなくなるというのが以前の状況と乖離していくというのは分かるのですが、果たしてそれは不健全なのかということとそうでもないような気がして、ちょっと疑問に思ったところがございます。どうでしょうか。

(事務局)

そうですね。健全性につきまして、先ほどもお話に出てきています、そのヨシ群落が目指すべき姿はどこにあるのかということを簡単に分かりやすく表示するというものですので、かつての群落や遷移の進行状況やいろいろな要素が健全性や目指していくべき群落の姿を表すものになるかと思うので、このあたりについてはもう少し検討をしたいと考えているところです。

(永坂委員)

ぜひよろしくお願いいたします。

(脇田会長)

サイエンスの立場からすると、何か価値前提を置いているような、そういうふうに、それが先生は引っ掛かっておられると思います。

他、いかがですか。大丈夫ですか。それではこれで予定された議事は全て終わりました。これをもちまして議長の役を終わらせていただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。それでは最後に滋賀県理事員（琵琶湖政策・MLGs推進担当）の三和から一言述べさせていただきます。

(滋賀県理事員)

ありがとうございました。一言だけですが、マザーレイクゴールズを進めている中でも言っているのですが、「琵琶湖は私たちの暮らしを映す鏡である」ということで、ヨシ群落もそこに表れていることは私たちの暮らしが変わってきたということが表れていることだとすると、真田委員はヨシ葎き屋根のことをやっておられて、住まい方とか、地域の在り方とか、コミュニティとかが変わってきているということの表れを感じていら

っしゃると思います。こういうことがヨシそのものを守っていくというところにこの審議会は着目しておりますけれども、その背景にある私たちの暮らし方がどういうふうに変わってきていて、つまりヨシが利用されなくなったので、ヤナギがどんどん増えているということも含めて、あらためて私たちの身の回りにある資源をどういうふうに活用して、あるいはコロナとかグローバルで起こるいろいろなものにも負けない地域社会を、再び絆を取り戻していくということかなと思います。より広い視点でいろいろな絆をつなぎ合わせていきながら、このヨシ群落の問題についてもしっかりとオール県庁で対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（事務局）

少し時間を超過してしまい、申し訳ございません。これを持ちまして、本審議会を閉会とさせていただきます。皆様長時間にわたり、ご審議いただきましてありがとうございました。